

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神河町は、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

兵庫県神河町長

公表日

令和7年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	神河町は、高齢者の医療の確保に関する法律、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約等、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・資格管理に関する事務 ・医療給付管理に関する事務 ・保険料の徴収、賦課に関する事務 特定個人番号利用事務に基づいて、神河町は、後期高齢者医療に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 後期高齢者医療事務支援システム 2. 兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)費用徴収ファイル (2)高齢者福祉ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表117の項 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく理世特定個人情報の提供に関する命令第2条の表115の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地 神河町役場 総務課 電話:0790-34-0001 ファクス:0790-34-0691 E-mail:soumu@town.kamikawa.hyogo.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地 神河町役場 住民生活課 電話:0790-34-0962 ファクス:0790-34-1556 E-mail:jyumin_seikatu@town.kamikawa.hyogo.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーについては、原則住民基本台帳から取得しているため人手を介在させることはないが、住民基本台帳の登録がない者のマイナンバー登録の際には、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。また、上記以外で特定個人情報の取扱いに関して人手を介在させる際は複数人による確認を行うなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、二要素認証(静脈認証とID、パスワード)により限定し、パスワードは定期的に変更を行っている。また、アクセス可能な職員は年度ごとにシステムを管理している後期高齢者広域連合へ名簿を提出することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民生活課 課長 吉岡嘉宏	住民生活課 課長 高木浩	事後	
平成29年7月1日	公表日	平成27年6月24日	平成29年7月25日	事後	
平成29年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	公表日	平成30年3月26日	平成30年6月28日	事後	
平成30年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	公表日	平成30年6月28日	令和1年6月28日		見直し
令和1年6月28日	I-5-②	住民生活課 課長 高木浩	課長	事後	
令和1年6月28日	II-1	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV-1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	IV-2		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-3-1 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-3-2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-5		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-6-1 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-6-2 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-7		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-8		○自己点検 ○内部点検	事後	
令和1年6月28日	IV-9		十分である	事後	
令和2年8月27日	公表日	令和1年6月28日	令和2年8月27日		見直し
令和2年8月27日	II-1	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和2年8月27日	II-2	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	公表日	令和2年8月27日	令和5年8月4日		見直し
令和5年8月4日	II-1	令和2年8月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月4日	Ⅱ-2	令和2年8月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年7月22日	公表日	令和5年8月4日	令和6年7月22日		見直し
令和6年7月22日	I-1-1②	番号法の別表第二に基づいて、神河町は、後期高齢者医療に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	特定個人番号利用事務に基づいて、神河町は、後期高齢者医療に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	法改正対応
令和6年7月22日	I-3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2. 高齢者の医療の確保に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	番号法第9条第1項 別表85の項	事後	法改正対応
令和6年7月22日	I-4-1②	・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報照会の根拠):(82項) (別表第二における情報提供の根拠): (1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,83,87,93項) ・高齢者の医療に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	情報照会の根拠 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表117の項及び第119条 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表115の項及び第117条	事後	法改正対応
令和6年7月22日	Ⅱ-1	令和5年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年7月22日	Ⅱ-2	令和5年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ-1	令和6年7月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ-2	令和6年7月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	Ⅳ-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式の改正
令和7年7月1日	Ⅳ-8 判断の根拠		マイナンバーについては、原則住民基本台帳から取得しているため人手を介在させることはないが、住民基本台帳の登録がない者のマイナンバーの登録の際には、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。また、上記以外で特定個人情報の取扱いに関して人手を介在させる際は複数人による確認を行うなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式の改正
令和7年7月1日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式の改正
令和7年7月1日	Ⅳ-11 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式の改正
令和7年7月1日	Ⅳ-11 判断の根拠		システムへのアクセスが可能な職員は、二要素認証(静脈認証とID、パスワード)により限定し、パスワードは定期的に変更を行っている。また、アクセス可能な職員は年度ごとにシステムを管理している後期高齢者広域連合へ名簿を提出することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式の改正
令和7年11月1日	公表日	令和7年7月1日	令和7年12月18日		様式見直し
令和7年11月1日	I-1-1②	神河町は、高齢者の医療の確保に関する法律、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約等、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・後期高齢者医療給付の支給 ・保険料の徴収	神河町は、高齢者の医療の確保に関する法律、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約等、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・資格管理に関する事務 ・医療給付管理に関する事務 ・保険料の徴収、賦課に関する事務	事後	
令和7年11月1日	I-4-1②	情報照会の根拠 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表117の項及び第119条 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表115の項及び第117条	情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表117の項 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく理世特定個人情報の提供に関する命令第2条の表115の項	事後	
令和7年11月1日	Ⅱ-1	令和7年7月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	
令和7年11月1日	Ⅱ-2	令和7年7月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	